

高砂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
4年度	人 88,166	千円 41,578,969	千円 1,290,959	千円 6,357,720	% 15.3	% 12.5

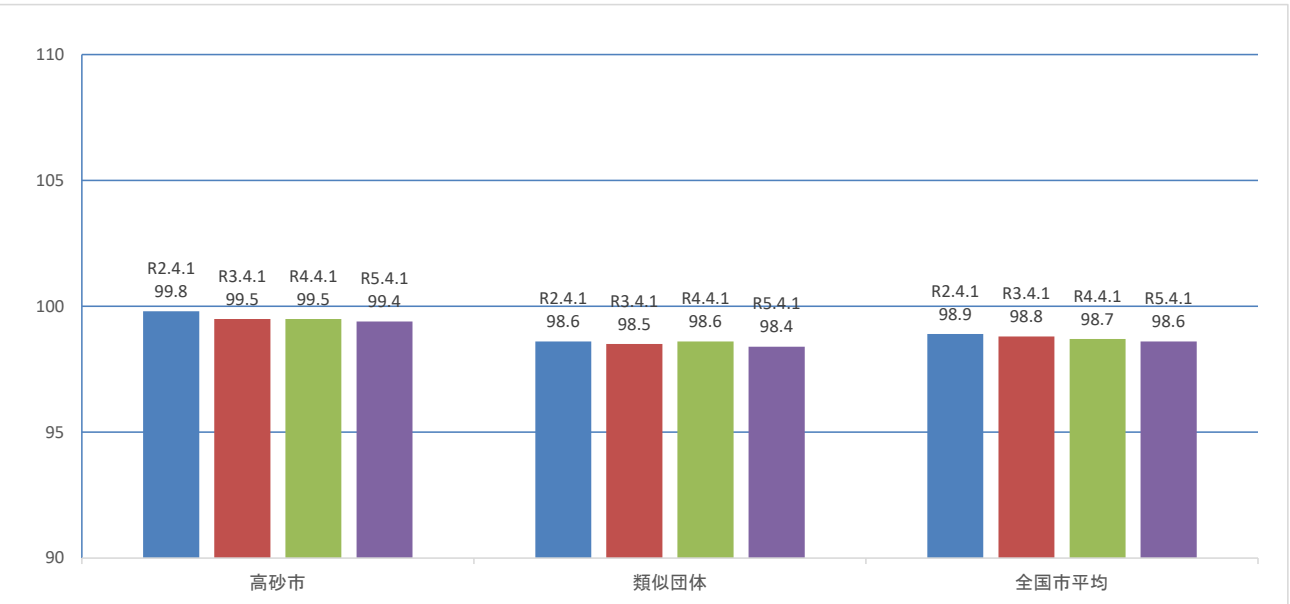
(注) 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度 普通会計	人 663	千円 2,368,982	千円 578,666	千円 983,255	千円 3,930,903	千円 5,929	千円 5,861

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数については令和4年4月1日の職員数である。
また、職員数には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①4年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②4年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
〔実施〕 未実施〕
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
- ②地域手当の見直し
(支給割合) 平成27年4月1日現在、国基準9%に対し、高砂市においては当面の間3%に制限して支給。
平成27年7月1日現在、国基準9%に対し、高砂市においては平成28年3月31日までの間4%に制限して支給。
平成28年4月1日から令和5年4月1日現在まで、国基準10%に対し、高砂市においては当面の間5%に制限して支給。

	平成27年度支給割合		平成28年度から 令和5年度の 支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	7%	9%	10%
高砂市の支給割合	3%	4%(7月1日から)	5%

- ③その他の見直し内容
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	40.9 歳	308,576 円	384,756 円	356,000 円
兵庫県	43.0 歳	324,400 円	420,481 円	377,207 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	404,015 円
類似団体	41.7 歳	313,776 円	390,273 円	347,321 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
				(A)	(国比較ベース)				
高砂市	57.歳	37	328,441 円	360,863 円	350,660 円	—	—	—	—
うち清掃職員	57.4歳	14	313,914 円	356,474 円	335,756 円	廃棄物処理業者	47.3歳	310,800 円	116.11 %
うち用務員	56.7歳	22	335,873 円	362,158 円	358,505 円	用務員	49.1歳	241,700 円	149.84 %
兵庫県	57.2歳	307	336,600 円	402,619 円	369,138 円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.8歳	21	300,618 円	330,351 円	315,030 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高砂市	— 円	— 円	—
うち清掃職員	5,497,090 円	4,321,100 円	127.2%
うち用務員	5,637,456 円	3,253,900 円	173.3%

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年から令和3年の3ヶ年平均)。
2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。
3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高砂市	37.9 歳	272,160 円	318,636 円	309,963 円
兵庫県	41.3 歳	358,900 円	419,266 円	— 円
類似団体	39.5 歳	298,065 円	336,083 円	— 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、などの
すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		高 砂 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	193,400 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	160,300 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,400 円	151,900 円	-
教育職	大 学 卒	193,400 円	214,200 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,733 円	372,600 円	391,944 円	431,267 円
	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	337,300 円	379,057 円
技能労務職	高 校 卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	366,900 円
	中 学 卒	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし	該当職員なし

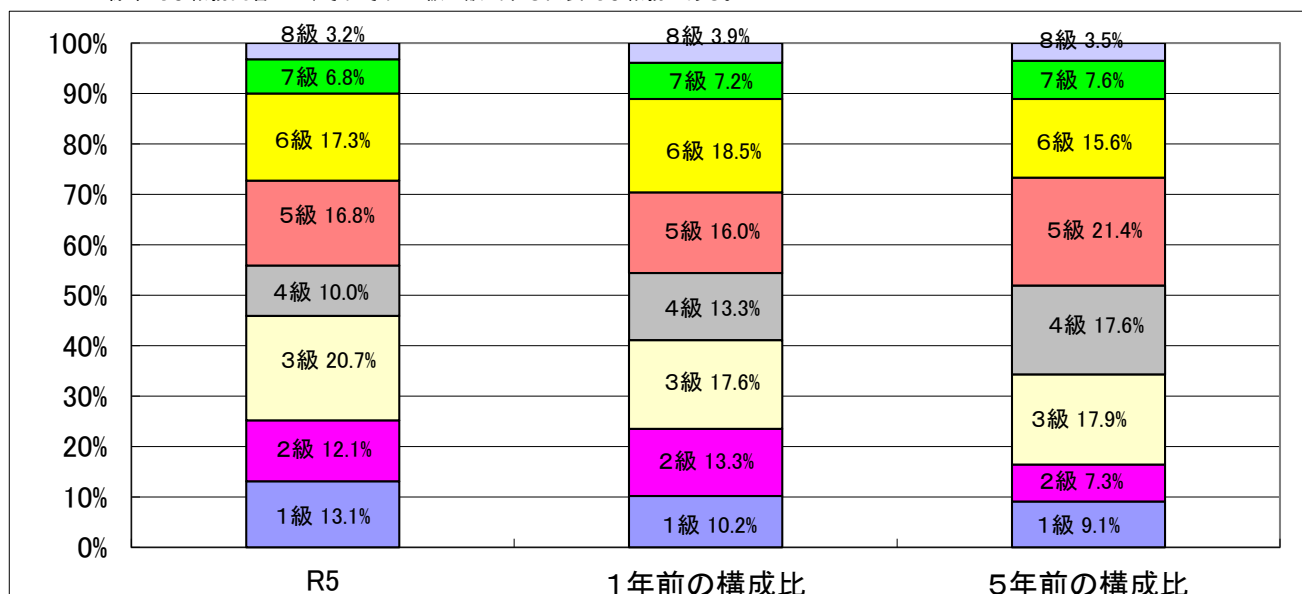
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8 級	部長・室長・局長	12 人	3.2 %	381,700 円	468,600 円
7 級	室長・次長・局長	26 人	6.8 %	334,300 円	444,900 円
6 級	課長・主幹・副課長	66 人	17.3 %	295,000 円	410,200 円
5 級	係長	64 人	16.8 %	266,500 円	393,000 円
4 級	主任	38 人	10.0 %	247,300 円	383,300 円
3 級	事務吏員・技術吏員	79 人	20.7 %	216,800 円	350,000 円
2 級	事務吏員・技術吏員	46 人	12.1 %	178,700 円	304,200 円
1 級	事務員・技術員	50 人	13.1 %	138,000 円	247,600 円

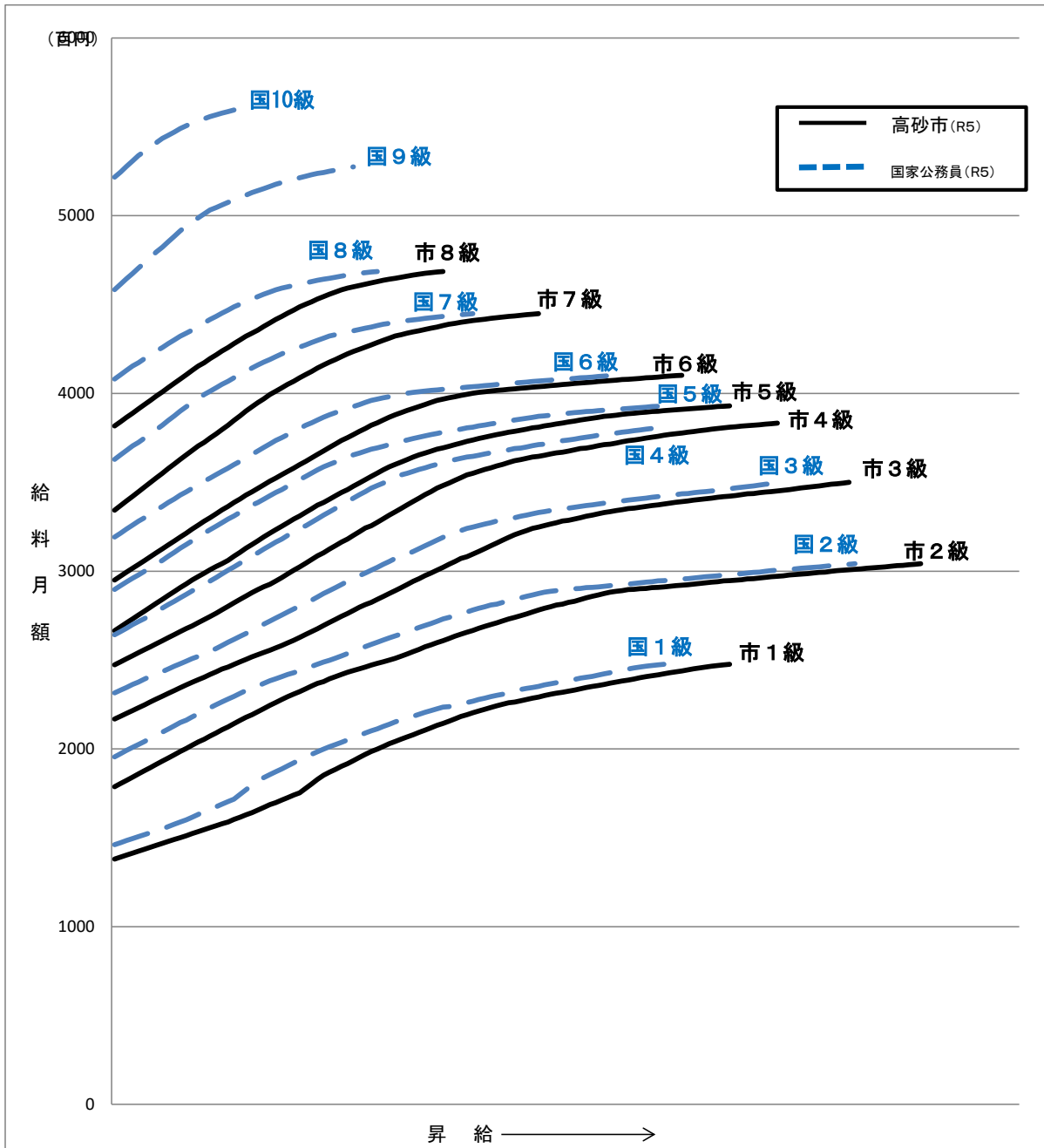
(注) 1 高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年度に7級制から8級制に変更している。(4級を主任級・5級を係長級に切り分けた。)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日	管理職員		一般職	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 砂 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,334 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,715 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(高砂市)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

高 砂 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)	その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から45%を加算)
1人当たり平均支給額 2,822 千円 20,556 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		140,726 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		182,524 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	771 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	12,755 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	41,412 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	39.6 %
手当の種類(手当数)(令和5年4月1日)	20

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		—	月額1,000円
建築主事手当	建築基準法の規定により任命された建築主事で、建築主事としての業務に従事した職員		72 千円	月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務	861 千円	月額1,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士で、利用者の療育指導並びに保護者の指導及び援助の業務に直接従事した職員		213 千円	従事した日1日につき100円
社会福祉業務手当	福祉部地域福祉室生活福祉課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したもの	福祉部地域福祉室生活福祉課において、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務	311 千円	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬等の業務	—	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務	2,586 千円	従事した日1日につき500円
用地交渉等手当	土地の取得又は不法占拠地の立ち退きに係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で、交渉期間の長期化、交渉の難航等困難であると認められるものに従事した職員		8 千円	従事した日1日につき200円
動物遺骸取扱手当	犬猫、害獣等の遺骸の取扱業務に従事した職員		5 千円	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理業務	3,606 千円	従事した日1日につき800円 (半日400円)
救急出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	3,033 千円	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算
消防出動手当	消防本部及び消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	388 千円	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	生活環境部美化センター、消防本部又は消防署に所属する特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が、公道において特殊用途自動車の運行を行った場合に支給する。	公道における特殊用途自動車運行業務	664 千円	従事した日1日につき100円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	36 千円	従事した日1回につき300円
滞納処分業務手当	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の捜索に従事した職員	市税、保険料、使用料等の滞納処分規定に基づく住居内等の捜索業務	—	従事した日1日につき200円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	953 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	156,488 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	250 千円
支給実績（令和３年度決算）	164,145 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	258 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数

（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和４年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職８級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職８級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		66,677 千円	235,608 円
住居手当	借家居住者 （家賃に応じて支給） 最高支給限度額 28,000円	同じ		29,306 千円	271,352 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ		40,796 千円	66,551 円
管理職手当	部長、局長 101,000円 参事（部長級） 78,000円 次長・参事（室長級） 74,000円 課長、主幹 56,000円 副課長 38,000円	異なる	給料月額に 25/100を超えない範囲 で職責に応じた一定率 を乗じて得た額	114,110 千円	771,014 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務１回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	異なる	勤務時間ご との区分及 び支給額を 細分化	995 千円	13,446 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等						
給 料	市 長		1,012,000	円	(	1,012,000	円)		
	副 市 長		832,000	円	(	832,000	円)		
報 酬	議 長		629,000	円	(	629,000	円)		
	副 議 長		575,000	円	(	575,000	円)		
	議 員		522,000	円	(	522,000	円)		
期 末 手 当	市 長		(令和4年度支給割合)						
	副 市 長		4.35	月分	6月期	2.125 月分	12月期	2.225 月分	
	議 長		(令和4年度支給割合)						
	副 議 長 議 員		4.35	月分	6月期	2.125 月分	12月期	2.225 月分	
退 職 手 当			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
			給料月額 × 在職月数 × 支給率						
	市 長		1,012,000 × 48月 × 0.40	=	19,430,400		任期ごと		
	副 市 長		832,000 × 48月 × 0.24	=	9,584,640		任期ごと		
	備 考		退職手当の支給対象者は、市長・副市長等の常勤の特別職である						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、退職時の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 市長・副市長の期末手当額の計算式 (給料月額+給料月額×0.15)×支給割合
議長・副議長・議員の期末手当額の計算式 報酬月額×支給割合

6 職員数の状況

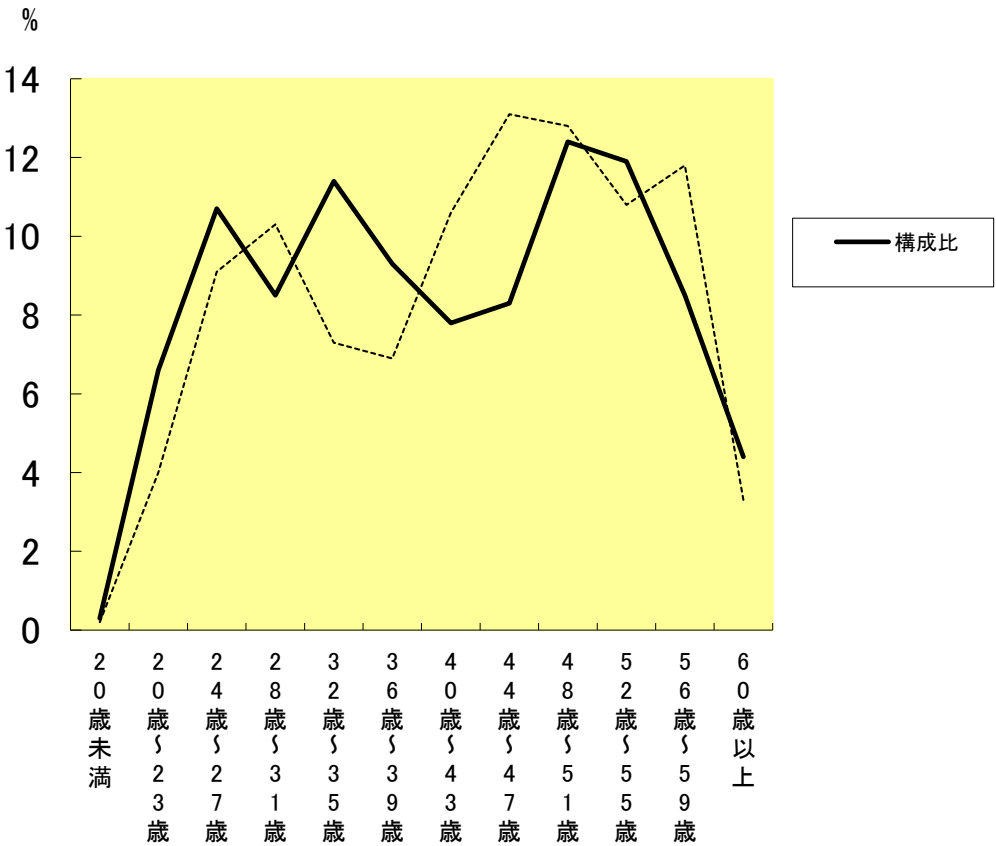
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	10	10	0	
	総務	121	129	8	総務・企画・住民関連部門の人員見直しによる増
	税務	31	30	△ 1	人員見直しによる減
	民生	188	189	1	福祉事務所の人員見直しによる増
	衛生	63	66	3	清掃部門の人員見直しによる増
	労働	1	1	0	
	農林水産	9	11	2	農林部門の人員見直しによる増
	商工	7	8	1	観光部門の人員見直しによる増
	土木	68	69	1	都市計画部門の業務増による増
	小 計	498	513	15	<参考> 人口1万当たり職員数 58.19人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 58.80人)
公営企業計等部門	教育部門	51	54	3	公民館・幼稚園部門の人員見直しによる増
	消防部門	96	96	0	
	小 計	645	663	18	<参考> 人口1万当たり職員数 75.20人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 76.72人)
	病 院	253	256	3	業務増による人員見直しによる増
公営企業計等部門	水 道	25	13	△ 12	工水部門職員を「その他」に移行による減
	下水道	27	30	3	再任用等による人員見直しによる増
	その他	32	39	7	国民保険・介護保険部門における人員見直しによる増
	小 計	337	338	1	
合 計		982 [1,437]	1,001 [1,437]	19 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 113.54 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
※ 上記の職員数には教育長を含まない。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
R5	3	66	107	85	114	93	78	83	124	119	85	44	1,001

(注) 上記の職員数には教育長を含まない。

(3)職員数の推移

(単位 : 人・%)

部 門 別 \ 年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	477	476	497	498	498	513	36 (7.5%)
教 育	61	58	51	52	51	54	△ 7 (△11.5%)
消 防	94	94	94	94	96	96	2 (2.1%)
普通会計計	632	628	642	644	645	663	31 (4.9%)
公営企業等会計計	370	365	349	338	337	338	△ 32 (△8.6%)
総合計	1,002	993	991	982	982	1,001	△ 1 (△0.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
※上記の職員数には教育長を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 支 出 実 質 収 入	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 1,234,959	千円 135,634	千円 72,787	% 5.89	% 5.33

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 40,039千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 15	千円 57,378	千円 4,671	千円 20,656	千円 82,705	千円 5,514	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
2 職員数については令和4年4月1日の職員数である。
また、職員数には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (水道事業会計)	41.4 歳	312,940 円	436,723 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,480 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,334 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

高砂市(水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,822 千円	20,556 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		2,733 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		182,200 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	15 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	27 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	3,375 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	50.0 %
手当の種類(手当数)(令和5年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24 千円	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	1 千円	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	2 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	3,139 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	209 千円
支給実績（令和3年度決算）	3,640 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	228 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	1,421千円	284,200 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	336 千円	336,000 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	1,039 千円	94,455 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	-	-
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 215,606	千円 0	千円 91,496	% 42.44	% 22.39

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 9	千円 45,444	千円 5,593	千円 17,589	千円 68,626	千円 7,625	千円 6,260

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
 2 職員数については令和4年4月1日の職員数である。
 また、職員数には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (工業用水道 事業会計)	48.2 歳	423,250 円	664,194 円
団体平均	43.4 歳	342,449 円	525,827 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(工業用水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 2,097 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,334 千円	
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

高砂市(工業用水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,822 千円	20,556 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		2,343 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		260,333 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	9 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	1 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	25.0 %
手当の種類(手当数)(令和5年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	—	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	1 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	815 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	272 千円
支給実績（令和3年度決算）	542 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	181 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	2,117千円	352,833 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 27,000円	同じ	-	282千円	282,000 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	628千円	78,500 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	3,744千円	624,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 3,758,579	千円 631,860	千円 201,461	% 5.36	% 5.81

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,386千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 27	千円 123,403	千円 10,059	千円 43,017	千円 176,479	千円 6,536	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
 2 職員数については令和4年4月1日の職員数である。
 また、職員数には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (下水道事業会計)	49.6 歳	354,756 円	507,466 円
団体平均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(下水道事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,333 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,334 千円	
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

高砂市(下水道事業)			高砂市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	20,839 千円	1人当たり平均支給額	2,822 千円	20,556 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		6,031 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		194,548 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	5 %	31 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)	3 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	9.7 %
手当の種類(手当数)(令和5年4月1日)	6

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		—	月額2,000円
酸欠場所等作業手当	労働安全衛生法施行令に掲げる酸素欠乏危険場所において、点検、整備その他の作業に従事した職員		—	従事した日1日につき200円
下水道業務手当	緊急の必要により管渠清掃業務等の汚物処理に直接従事した職員	管渠清掃業務	4 千円	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼出しにより出勤を命じられた災害対策、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務	1 千円	従事した日1回につき300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		—	従事した日1日につき、700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	—	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	4,684 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	173 千円
支給実績（令和3年度決算）	6,810 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	252 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	3,342 千円	238,714 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	534 千円	267,000 円
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	1,419 千円	52,556 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	3,228 千円	807,000 円
管理職員特別勤務 手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-

(4) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 4,979,047	千円 213,179	千円 2,821,528	% 56.7	% 57.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 250	千円 988,476	千円 520,415	千円 402,026	千円 1,910,917	千円 7,644	千円 7,159

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。
 2 職員数については令和4年4月1日の職員数である。
 また、職員数には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含んでいない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高砂市 (医師)	52.3 歳	598,274 円	1,703,461 円
団体平均	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
高砂市 (看護師)	43.9 歳	329,551 円	501,499 円
団体平均	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
高砂市 (事務職)	42.3 歳	336,514 円	513,919 円
団体平均	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高砂市(病院事業)		高砂市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,715 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,334 千円	
(令和4年度支給割合) (医師以外) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分 (医師) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.50 月分		(令和4年度支給割合) (令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(医師以外) 5%~15% ・役職加算(医師) 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

高砂市（病院事業）			高砂市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置として2%から30%を加算）		
1人当たり平均支給額	2,596 千円	21,922 千円	1人当たり平均支給額	2,822 千円	20,556 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			69,100 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			263,740 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
全市域	医師以外 5 %	240 人	10 %
	医師 9 %	22 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	304,981 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,276,071 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	91.2 %
手当の種類（手当数）（令和5年4月1日）	19

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者		24 千円	月額2,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー運転業務に従事した職員		10 千円	月額1,000円
医師手当	医師		52,825 千円	月額 院長 240,000円 副院長等 220,000円 医務局長 210,000円 部長 200,000円 医長 195,000円 副医長 190,000円 医師 185,000円 医師免許取得後5年未満の者 120,000円
医師診療手当	医療職給料表（1）の適用を受ける者（臨床研修医を除く。以下「適用医師」という。）		117,306 千円	月額 支給する月の前々月分の病院事業財務表による入院収益及び外来収益の合計額に100分の5を乗じて得た額の範囲内
遺体処置手当	遺体処置作業に従事した助産師、看護師及び准看護師		509 千円	1回 1,000円
夜間看護業務手当	病棟に所属する助産師、看護師及び准看護師で、夜間に看護業務に従事した職員		30,534 千円	準夜勤 1回 3,100円 深夜勤 1回 3,550円 夜勤 1回 7,300円
検査及び放射線従事手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、中央検査科若しくは中央放射線室に所属する職員又は常態として放射線業務に従事する職員		1,912 千円	月額 5,000円
放射線業務手当	看護師、准看護師及び医療技術者で、放射線業務に従事した職員（検査及び放射線従事手当の支給を受ける職員を除く。）		307 千円	従事した日1日につき250円

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特別診療手当	医師、助産師、看護師、准看護師及び医療技術者で別に定める者		20,842 千円	1回 5,000円以内 (勤務時間外に緊急入院をさせた場合、医師に限る) 1回 81,000円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師に限る) 1回 13,900円以内 (診療のため病院内に待機した場合、医師以外) 訪問看護ステーションに勤務する看護師及び准看護師が自宅での待機命令を受けた場合 1回 2,000円 (平日午後5時から翌日午前8時30分までの時間における待機) 1回 4,000円 (休日午前8時30分から翌日午前8時30分までの時間における待機)
透析業務手当	医療職給料表(1)の適用を受ける者で休日に当番として透析に従事したもの(宿日直勤務を命ぜられた者を除く。)		-	従事した日1日につき 20,000円
麻酔科管理手当	麻酔科の医師で麻酔の処置をした者		2,495 千円	麻酔科管理症例1件につき 5,000円
画像診断手当	放射線科の医師で画像診断検査をした者		3 千円	1件 40円
人間ドック診断手当	医師で、人間ドックを受診した者に対して診断をした者		-	1件 2,000円
ABC検診診断手当	医師で、ABC検診を受診した者に対して診断をした者		154 千円	1件 500円
緊急呼出手当(1)	医師で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した者		650 千円	1回 5,000円
緊急呼出手当(2)	助産師、看護師、准看護師及び医療技術者で、正規の勤務時間以外の時間において救急患者等に対処するため呼出しを受けて、業務に従事した職員		329 千円	1回 1,620円
緊急呼出手当(3)	正規の勤務時間外において緊急の呼出しにより出勤を命じられ、災害対策等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した事務局の職員		-	1回 300円
災害対策業務手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において、災害対策本部の指揮監督の下で屋外において行う巡回監視、警備、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員		-	従事した日1日につき700円。 ただし、当該業務を日没時から日出時までの間において行った場合にあっては、350円を加算

主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	新型コロナウイルスに起因する感染症に対応するための業務に従事した職員		23,534 千円	従事した日1日につき4,000円 (検体採取に従事した場合) 従事した日1日につき4,000円 (陽性患者の入院診療に従事した場合) 従事した日1日につき2,000円 (感染の疑いのある患者の入院診療に従事した場合) 従事した日1日につき1,000円 (感染の疑いのある患者の事務的な対応に従事した場合) 従事した日1日につき1,000円 (薬剤処方をした場合)
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	1,260 千円	従事した日1日につき5,000円。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合には2,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	66,459 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	327 千円
支給実績（令和3年度決算）	65,128 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	315 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (2)子 10,000円 (3)父母等 6,500円 ※行政職8級に相当する者 3,500円 (4)16歳の年度初めから 22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ	-	16,092 千円	233,217 円
住居手当	借家居住者 (家賃に応じて支給) 最高支給限度額 28,000円	同じ	-	13,268 千円	270,776 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
通勤手当	(1)交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 (2)自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,200円 10キロ以上15キロ未満 7,100円 15キロ以上20キロ未満 10,000円 20キロ以上25キロ未満 12,900円 25キロ以上30キロ未満 15,800円 30キロ以上35キロ未満 18,700円 35キロ以上40キロ未満 21,600円 40キロ以上45キロ未満 24,400円 45キロ以上50キロ未満 26,200円 50キロ以上55キロ未満 28,000円 55キロ以上60キロ未満 29,800円 60キロ以上 31,600円	同じ	-	36,687 千円	164,516 円
管理職手当	部長 101,000 円 室長 74,000 円 課長、主幹 56,000 円 副課長 38,000 円	同じ	-	44,004 千円	880,080 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員等が臨時又は緊急の 必要その他公務の運営の必要 により週休日等又は平日の深夜 に勤務した場合、勤務1回につき 支給 部長級 5,000～15,000円 室長級 4,000～12,000円 課長級 副課長級 3,000～9,000円	同じ	-	-	-